



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置の一部を改正する件
(厚生労働一八八)

(官庁報告)

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
(新型コロナウイルス感染症対策本部)
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 (同)
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示 (同)

告 示

○厚生労働省告示第百八十八号
新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号) 第五条の五第八号及び第十二条第八号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置(令和二年厚生労働省告示第百七十六号)の一部を次の表のように改正する。
令和三年五月七日
厚生労働大臣 田村 憲久
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置)</p> <p>第一条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号。以下「令」という)第五条の五第八号の規定を適用する場合には、同号の新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 入場をする者等に対する酒類の提供及び入場をする者等により持ち込まれた酒類を飲用に供するための場の提供の停止</p> <p>(感染の防止に必要な措置)</p> <p>第二条 新型コロナウイルス感染症について、令第十二条第八号の規定を適用する場合同号の新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 入場者等に対する酒類の提供及び入場者等により持ち込まれた酒類を飲用に供するための場の提供の停止</p>	<p>(重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置)</p> <p>第一条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号。以下「令」という)第五条の五第八号の規定を適用する場合には、同号の新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 入場をする者等に対する酒類の提供の停止</p> <p>(感染の防止に必要な措置)</p> <p>第二条 新型コロナウイルス感染症について、令第十二条第八号の規定を適用する場合同号の新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 入場者等に対する酒類の提供の停止</p>